

## 障害のある方やそのご家族向け 軽自動車税(種別割)減免制度

障害のある方が使用する軽自動車等には、一定要件を満たすと税額が全額免除となる軽自動車税(種別割)の減免制度があります。減免は毎年申請が必要です。

減免できる車両		
所有者・納税義務者	運転者	使用目的
障害者本人	障害者本人または同一生計の方	障害者の 通院・通学・通所等
障害者と同一生計の方		
障害者のみで 構成される世帯の方	障害者を常時介護する方	

**申請受付** 5月6日(金)～5月31日(火)(当日消印有効)

**必要書類等** 税務課にご持参または、申請書と全ての必要書類等のコピーをご郵送ください。

- ・軽自動車税(種別割)減免申請書
- ・身体障害者手帳等
- ・納税義務者の印鑑(認印可)
- ・車両を運転する方の運転免許証
- ・軽自動車税(種別割)納税通知書(口座振替利用を含む)
- ・納税義務者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード

### 備考

- ・申請前に軽自動車税(種別割)の納付をした場合は、申請受付できません。
- ・減免は障害のある方1人につき、普通自動車(県税)と軽自動車等(町税)のどちらか1台です。
- ・すべての障害、階級が対象となるわけではありません。詳細はお問合せください。



問合せ 税務課 住民税担当 ☎☎131～133